

発熱等の症状がある場合の出席停止期間早見表

1 新型コロナウイルス感染症の場合

(1) 有症状

発症日を0日とし5日間、かつ症状軽快後1日経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症	→ 症状軽快				→	登校可能				
発症		→ 症状軽快			→	登校可能				
発症			→ 症状軽快		→	登校可能				
発症				→ 症状軽快	→	登校可能				
発症					→ 症状軽快	→	登校可能			
発症						→ 症状軽快	→	登校可能		

※症状軽快とは、解熱剤等を使用せずに解熱しており、風邪症状が改善した場合をいいます。

(2) 無症状

検体採取日を0日として、5日間

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
検体採取					→	登校可能				

(3) 無症状から有症状になった場合

有症状となった日（発症した日）を0日として、上記(1)有症状の場合が適用されます。

2 インフルエンザの場合

発熱した日を0日とし5日間、かつ解熱後2日経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発熱	→ 解熱				→	登校可能				
発熱		→ 解熱			→	登校可能				
発熱			→ 解熱		→	登校可能				
発熱				→ 解熱	→	登校可能				
発熱					→ 解熱	→	登校可能			
発熱						→ 解熱	→	登校可能		

※解熱とは、解熱剤を使用せずに、解熱した場合をいいます。

※ 参考事項

風邪などで休んだ場合は、解熱剤を使用せずに解熱した翌日より登校可能です。この場合、休んだ期間は欠席扱いとなります。

※ 病名等によって、この通りとならない場合があります。また、医師の指示がある場合は、それに従って下さい。